

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!

「現況届」は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届出です。「現況届」を提出しないと6月以降の児童手当が支給停止となります。

児童手当「現況届」受付期間および場所

受付期間	対象行政区	受付場所
6月20日(水) 6月21日(木)	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原	本庁舎(東棟)2階 児童家庭課 午前8時30分～ 午後5時15分
6月22日(金) 6月25日(月)	平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計	
6月26日(火) 6月27日(水) 6月28日(木) 6月29日(金)	具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、江州、宮里、喜仲、上江洲、大田、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道、みどり町12・34・56	

※2年間にわたって現況届の提出がない場合は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまいます。
 ※上記の日程であれば、いずれも受付可能となりますが、なるべく指定期間内での受付をお願い致します。
 ※郵送受付の対象となる受給者へは、返信用封筒を同封しておりますので、**可能な限り郵送での提出をお願い致します。**窓口での受付は混雑が予想されますので、ご理解ご協力のほどよろしくをお願い致します。
 ※対象となる受給者への案内通知は6月13日前後に発送を予定しております。

こども医療費助成についてのお知らせ

こども医療費助成制度とは、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担金を助成する制度です。助成を受けるためには、児童家庭課にて受給資格者証の交付申請手続きが必要となります。

《助成を受けることができる年齢》

診療区分	助成対象年齢
通院	出生から 中学校卒業 (15歳に達した日以後の最初の3月31日)まで
入院	

※3歳児以上の通院については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成することとなります。
 ※自己負担額が21,000円を超える場合は、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。

《助成方法について》

◆**自動償還方式** 県内各医療機関での受診の際にこども医療費助成金受給資格者証(オレンジ色)を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ助成金が振り込まれます。

◆**償還払方式** 「自動償還方式」を導入していない医療機関(はり・灸・整骨院など含む)で受診した場合やこども医療費助成金受給資格者証を提示しなかった場合、また受給資格者の登録申請をする前にすでに受診した場合については、児童家庭課窓口にて領収書を持参のうえ支給申請の手続きが必要となります。
 なお、申請に必要な領収書の有効期限は診療月の翌月以降から1年以内となっております。

※助成制度の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。または児童家庭課までお問い合わせください。

【お問合せ先】児童家庭課 ☎973-4983